

宇治市介護保険福祉用具購入費支給の手引き

目 次		ページ
■ 申請の前に、ご確認ください！！	1
■ 給付対象となる福祉用具の種類	1
■ 申請に必要な書類	3
■ 事前申請を要する場合について	3
■ 支給について	5
■ 福祉用具購入費支給申請の流れ	6
■ 支給申請書記載例	7
■ Q & A	8

宇治市介護保険福祉用具購入費支給制度は、介護保険制度における、特定（介護予防）福祉用具販売に該当します。

この制度は、利用者の居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、専門職による心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、適切な品目の選定、取付け、調整を活用し、給付を受ける制度です。

制度の利用には、下記の要件が求められます。

- ① 要支援1及び2、要介護1～5の認定を受けた方であること
- ② 利用者の『居宅』で使用する福祉用具であること
- ③ 福祉用具購入費の支給対象となる種類の福祉用具の購入であること
- ④ 特定福祉用具販売事業者として、都道府県や政令指定都市による指定を受けた介護保険サービス事業者から購入した場合であること
- ⑤ 申請により、宇治市がその必要性を認めたものであること

★ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入による変更点 ★

「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に、「なお、貸与と購入の選択制の対象種目の場合は、選択に資する適切な情報の提供を受けました。」の一文を加えます。選択制でない種目の場合も同じ様式を使用します。詳細は、7ページの記載例をご覧ください。

介護保険福祉用具購入費支給申請についての問い合わせ先
宇治市役所 介護保険課 電話：0774-22-3141(代)

■ 申請の前に、ご確認ください！！

- ① 同一品目の購入については、原則として年度が変わっても再支給できません。
- ② 要介護・要支援認定新規申請中の申請は、償還払いのみ受け付けますが、審査・支給決定は認定結果の確定後となります。なお、認定結果が『非該当』となった場合は支給できません。
- ③ 一時帰宅のための福祉用具購入は支給対象外です。
- ④ 退院・退所予定の方は、入院（所）中に福祉用具を購入しても差し支えありませんが、申請は退院・退所されてから行ってください。（退院・退所できなかった場合は、対象外です。）
- ⑤ 特定施設（軽費老人ホーム・養護老人ホーム・有料老人ホーム）・グループホームに入所されている方の購入は、原則、対象となりません。

■ 給付対象となる用具の種類

種目	機能または構造等
一 腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの：腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器：水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る ※但し、設置に要する費用については保険給付の対象とならない
二 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの （専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものおよび専用パンツ、専用ショーツ等の関連製品は除く）
三 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。 （専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く）

<p>四 入浴補助用具</p>	<p>入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①入浴用いす（シャワーキャリー含む）：座面の高さが概ね35センチメートル以上のものまたはリクライニング機能を有するもの</p> <p>②浴槽用手すり：浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</p> <p>③浴槽内いす：浴槽内に置いて利用できるもの</p> <p>④入浴台（バスボード）：浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの</p> <p>⑤浴室内すのこ：浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの</p> <p>⑥浴槽内すのこ：浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</p> <p>⑦入浴用介助ベルト：利用者自身の身体に直接巻き付けて使用するので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの</p>
<p>五 簡易浴槽</p>	<p>空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材料であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要があれば入浴が可能なもの）で、取水または排水のために工事を伴わないもの</p>
<p>六 移動用リフトの つり具の部分</p>	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>
<p>七 スロープ ※</p>	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る</p>
<p>八 歩行器 ※</p>	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有する物であって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p>
<p>九 歩行補助つえ ※</p>	<p>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る</p>

※印品目については、令和6年4月より貸与と購入を選べるようになりました。選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行ってください。

■ 申請に必要な書類

	提出書類		備考
	【償還払い】	【受領委任払い】	
①	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給申請書		・申請者氏名については、印字不可
②	介護保険関係書類の提出に係る委任状		本人以外が提出する場合必ず必要 ・申請者氏名については印字不可
③	—	委任状 （受領委任払い用）	受領委任払いを利用される場合に必要 ※委任者欄については、署名・押印が必要
④	領収書の原本 （全額）	領収書の原本 （自己負担分）	・但し書きに、商品名・費用総額・負担割合の記載があること。 ・複数購入の場合は、一品ずつの費用総額の記載があること。 ・同一商品を複数購入する場合は、商品単価と個数の記載があること。 （例）スロープ ○○円×○個 費用総額○○○円の●割負担分として ※Q&Aの13もご覧ください。
⑤	購入した福祉用具のパンフレット等の 写し		価格と形状がわかるもの
⑥	特定（介護予防）福祉用具サービス計画 書の写し		利用者の同意を得たもの （代筆の場合は、代筆者の氏名、続柄を記入）
⑦	給付費受領委任 状	—	名義人が利用者以外の口座に振り込む場合（3親等以内） ※委任者欄については、署名・押印が必要

■ 事前申請を要する場合について

以下の理由で購入が必要な場合は、事前に理由書を提出して保険者に確認を受ける必要があります。

【理由書の提出が必要な場合】

- ① 同時に同一品目を購入する場合
（スロープやロフトランド・クラッチのような種目の性質等から複数個利用する場合）
- ② 過去に保険給付歴のある福祉用具の再購入、又は部品の購入や修理の場合
- ③ 既製品を加工する場合（特注）
- ④ その他、市が求める場合
（理由書以外に必要な書類の提出を依頼する場合があります。）

理由書の提出が必要な場合	備考
①～④	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給にかかる理由書 ・購入予定の福祉用具のパンフレットの写し
②過去に保険給付歴がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・破損した箇所を確認できる写真
③既製品を加工する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・加工後の寸法を確認できる図面と設置場所の写真

【排泄予測支援機器を購入する場合】

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売することが重要であると考えます。

必ず、購入の前に以下のいずれかの書面の提出が必要です。購入前に排泄予測支援機器確認調書の提出がない場合、保険給付の対象になりませんのでご注意ください。

	提出書類	備考
①	医学的所見が分かる書類 (膀胱機能の確認ができる内容であること)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護認定審査における主治医の意見書 (2) サービス担当者会議等における医師の所見 (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 (4) 個別に取得した医師の診断書 等
②	排泄予測支援機器確認調書	<p>介護支援専門員・福祉用具専門相談員の協働によるアセスメント結果として、下記内容がわかる調書を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意思があるか。 ②装着することが可能か。 ③居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

■ 支給について

① 支給限度基準額（要介護状態区分にかかわらず定額）

- ・ 1被保険者につき毎年度（4月から翌年3月まで）10万円内、介護保険給付額9割、8割又は7割を支給します。

※購入日（領収書記載の日付）の属する年度で支給限度基準額を管理します。

※10万円を超えた場合は、超えた額が全額自己負担となります。

※同一種目については、原則的として年度を隔てても支給することができません。ただし、用途や機能が異なる場合を除きます。また、破損した場合や被保険者の身体状況の変化による場合等は、例外的に支給できることがありますので、購入前に市へご相談ください。

② 支払い方法

（1）償還払い

利用者が費用の全額を支払った後、利用者負担分を除いて、介護保険から利用者に支給します。

（2）受領委任払い

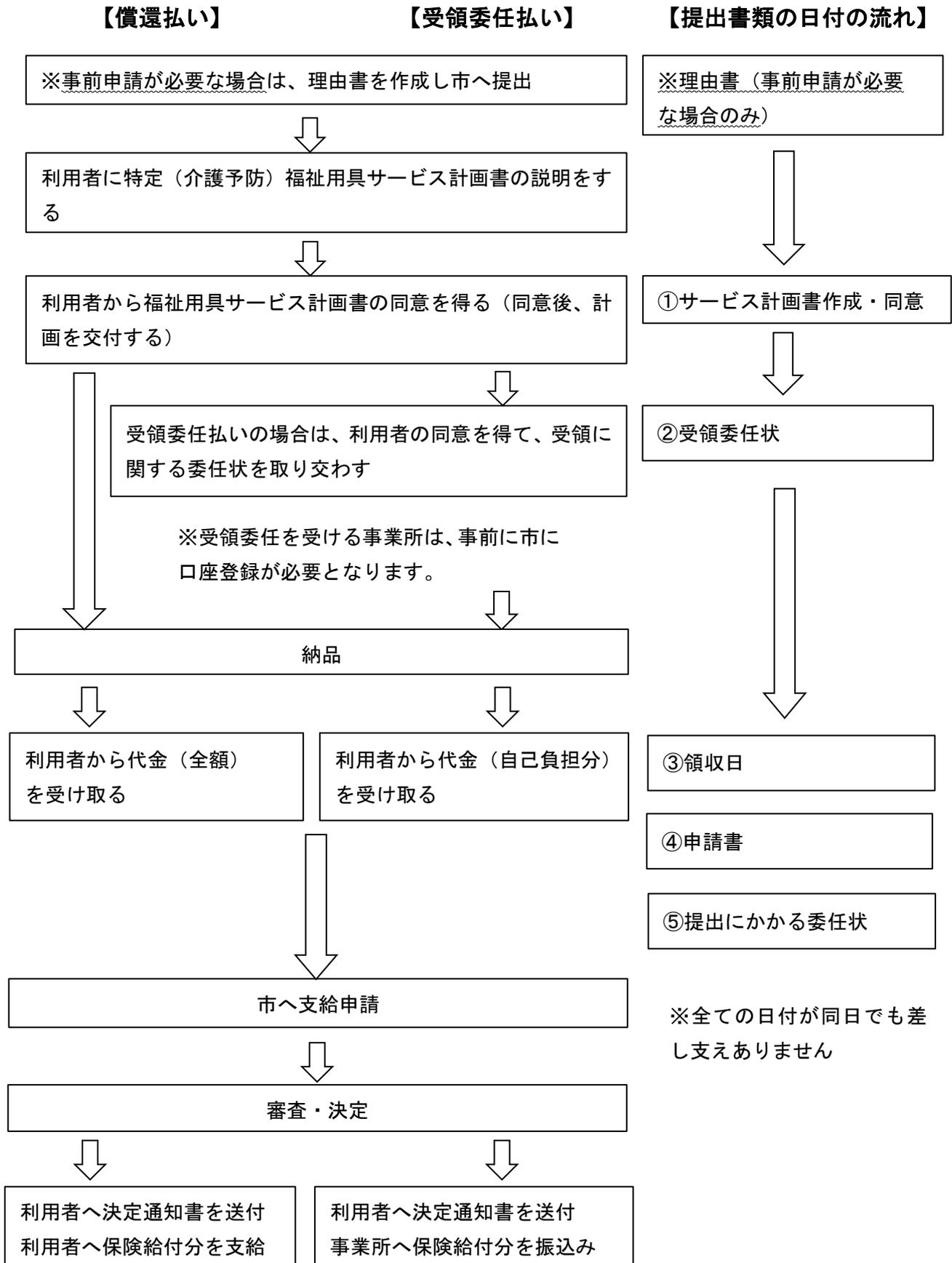
利用者は自己負担分のみ支払い、保険給付分は、利用者から委任を受けた事業所に直接支払います。

上記（2）の「受領委任払い」を利用するには、次の要件を満たす必要があります

- ・「利用者」
 - ・ 介護保険料滞納にかかる給付制限の措置を受けていないこと
 - ・ 入院、入所中でないこと
 - ・ 要介護・要支援認定新規申請中でないこと
 - ・ 生活保護受給者でないこと
- ・「事業所」
 - ・ 事前に市に口座登録をしていること

注) 窓口の段階で受付を行っても、要件が欠けていると判明した時点で提出書類を返却する場合があります。その場合は、償還払いへ変更してください。

■ 福祉用具購入費支給申請の流れ



■ 支給申請書記載例

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

※償還払い、受領委任払い共に同じ様式です。

別記様式第2号

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書					
フリガナ 被保険者名	住所は、住民票のある住所を記載してください。	被保険者 個人番号	購入日は、領収日を記載してください。 ※納品日ではありません。 (計画書の同意を得、委任状を取り交わした後に領収してください)		
		生年月日	明・大・昭	年	生
住 所	〒	TAISコードを記載してください。	電話番号		
福祉用具名(種目名及び商品名)	業者	購入金額	負担割合	利用者負担額	購入日
TAISコード	販売事業者				
		円	割	円	年 月 日
		円	割		年 月 日
同一商品を複数購入する場合は、購入金額欄・利用者負担額欄に個数も記入してください。 (例) 〇〇円×〇個=〇〇円		利用者負担額は、購入金額×負担割合の金額を記載してください。 1点ずつ計算してください。(1円未満は切り上げ) ※10万円を超えて購入する場合は、1円の調整が必要な場合があります。			
宇治市長 あて 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 なお、貸与と購入の選択制の対象種目の場合は、選択に資する適切な情報の提供を受けました。					
令和 年 月 日	貸与と購入の選択制の導入に伴い、一文を加えました。				
申請者 住所	氏名(自署)		申請者が自署してください。	電話番号	被保険者との続柄
【支払方法】					
<input type="checkbox"/> 受領委任払いを希望します。 ※委任状(受領委任払い)を添付してください。 <input type="checkbox"/> 償還払いとして、金融機関の口座を希望します。 <input type="checkbox"/> 償還払いとして、 <input type="checkbox"/> 支払方法を選択して福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。					
申請者は、利用者、3親等以内の親族、後見人の方に限ります。					

■ Q&A

	項目	質問	回答
1	対象商品について	段差の解消を目的とした滑り止めマットは、支給対象か。	対象外
2	対象商品について	介護保険で支給対象となる商品はなにか。	公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っています。「T A I Sコード」が付与されており、かつ「購入」マークが掲載されている商品が、支給対象です。
3	対象商品について	福祉用具の交換部品を購入する場合は、支給対象か。	製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、事前相談により市が部品を交換することを必要と認めた場合は、支給対象となる場合がある。
4	排泄予測支援機器について	排尿の介助を全く受けていない方や全面的に介助を受けている方の使用は想定しないか。	一般的には、左記の者は使用が想定しにくい者に該当しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。
5	支給について	前年度に福祉用具を納品し、今年度に代金を支払った場合の支給限度基準額管理は、いずれの年度か。	代金を完済したときに保険給付の請求権が発生します。したがって、購入日（領収日）の属する年度である今年度の支給限度基準額管理の適用となる。
6	支給について	受領委任払いの場合、事業所への通知・支払いはいつ頃か。	原則、申請月の翌月末。但し、申請内容に不備があった場合、又は、認定の変更・更新中の場合は、その限りではありません。
7	支給について	宇治市に住民票を置いているが実際は他市の親族宅で生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	他市の親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その親族宅で福祉用具を使用するということであれば、支給対象となります。
8	口座登録について	市の住宅改修事業所登録をしているが、福祉用具の登録は別に必要か。	福祉用具販売事業所は、都道府県知事の指定を受けていますので、市で事業所登録は行わない。ただし、受領委任払いを利用する場合は、住宅改修とは別に口座登録が必要です。販売前に「介護保険福祉用具購入費受領委任払い用事業所登録届出書兼口座振込依頼書」の提出を求めます。
9	口座登録について	受領委任払いの振込口座を変更したいがどうすればよいか。	「介護保険福祉用具購入費受領委任払い用事業所登録届出書兼口座振込依頼書」を再度提出してください。提出月の翌月末の支払い分から変更となることに留意願いたい。

10	口座登録について	事業所の代表者や住所が変更となった場合は、何か手続きが必要か	福祉用具購入費受領委任払い口座登録の情報に変更がある場合は、速やかに「介護保険福祉用具購入費受領委任払い用事業所登録届出書兼口座振込依頼書」を提出してください。
11	申請について	利用者が死亡した場合、生前に購入していた福祉用具について申請することはできるか。	申請は可能です。ただし、利用者名義での申請はできませんので、3親等以内の親族であれば、申請を受け付けることが可能。また、償還払いの場合は、利用者の口座への振込ができませんので、別途「相続人届」を提出していただき、代表相続人の口座を指定する必要があります。
12	申請について	令和6年4月から追加された、スロープ・歩行器・歩行補助杖の申請について、教えて欲しい。	介護支援専門員の作成する居宅サービス計画書に影響することが考えられますので、購入、貸与それぞれの心身の状況、生活環境、種類、費用負担など利用者によって、その効果等が異なってくるものであり、利用者を含め、主治医・介護支援専門員・福祉用具専門員など利用者に関わるケアチームで、貸与・住宅改修の制度特性を含めて、それぞれのメリット・デメリットを検証・合議した上で、利用者自身が納得して購入するための支援を専門職が適切に行うこと。歩行器・歩行補助杖・スロープについて、その他福祉用具購入費と同様の手順で申請を受け付けます。但し、杖やスロープを複数購入する場合は、事前申請が必要となりますので、理由書を提出して下さい。
13	申請について	領収書に記載すべき内容を知りたい。	当市では、下記の内容を求めています。 ①被保険者あての領収書であること。 ②事業所の押印があること。 ③但し書きに、商品名・費用総額・負担割合の記載があること。複数購入の場合は、一品ずつの費用総額の記載があること。同一商品を複数購入する場合は、商品単価と個数の記載があること。 (例) スロープ ○○円×○個 費用総額○○○円の●割負担分として ④印紙税法、5万円以上については収入印紙が必要。
14	申請について	入院(所)しているが、退院(所)に向けて福祉用具を購入した場合の申請について知りたい。	入院(所)中に福祉用具を購入しても差し支えありませんが、申請は退院(所)後にしてください。
15	再購入	同一种目の再購入は可能か。	使用用途・目的が同じ場合、原則認められません。ただし、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ本市が必要と認めた場合には支給対象となります。

			<p>①過去に購入した福祉用具が破損した場合（故意や過失、カビやぬめり等による汚損、廃棄は除く）</p> <p>②要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合</p> <p>③転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった福祉用具が必要な場合</p> <p>④その他特別の事情がある場合</p> <p>いずれの場合においても、再購入するには事前申請が必要となりますので、理由書を提出して下さい。</p>
16	再購入	<p>転居によって居住環境に変化があり、既に支給を受けた福祉用具では適しなくなった場合同一種目の再購入は支給対象か。</p>	<p>原則として、転居があつたとしても同一種目の再購入は認められず、既に支給を受けた福祉用具を転居後の環境で使用する必要があります。</p> <p>ただし、当該福祉用具のサイズでは転居後の環境に適合しなくなった場合は理由書を提出し、認められた場合は例外的に支給対象となります。</p>
17	再購入	<p>既に支給を受けた福祉用具について、通常の使用の結果、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入したい。この場合支給対象となるのか。</p>	<p>同一種目の再購入が例外的に支給対象となるのは No. 15 に記載した事由のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、支給対象外となります。使用環境や衛生管理のしやすさなどに十分注意するとともに、専門職と相談の上、商品の選定をして下さい。</p>
18	再購入	<p>昼はトイレに行けるため補高便座（腰掛便座）を購入し、夜は足元が暗く、転倒の危険性が高いのでポータブルトイレ（腰掛便座）を購入する場合、支給対象となるか。</p>	<p>同一種目（腰掛便座）の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となる場合があります。</p> <p>事前申請が必要となりますので、理由書を提出して下さい。</p>
19	再購入	<p>再購入した福祉用具を再度購入する場合、給付対象か。</p>	<p>再購入の理由にかかわらず、一度きりのため給付対象外となります。</p>
20	複数購入	<p>スロープを複数購入する場合、事前審査に図面は必要か。</p>	<p>必須ではありません。</p> <p>ただし、スロープの設置場所も理由書に記載して下さい。</p> <p>スロープが必要な状態を理由書に記載し、設置場所の説明として図面をつけていただいても結構です。</p>
21	腰掛便座	<p>ウォシュレット付きの腰掛便座は支給対象になるのか。</p>	<p>本体と一体となっている操作ボタンがついているものは、支給対象となります。</p> <p>リモコン付き腰掛便座については、リモコン自体は認められません。申請書及び領収書には、金額を分けて記載して下さい。（メーカーの見積りやカタログなどにリモコンのみの金額が証明できるものを添付して下さい。）</p>

			<p>なお、領収書にリモコンの金額が含まれている場合は、但し書きでリモコンのみの金額を記載してください。</p>
22	腰掛便座	<p>暖房便座機能付き、ウォシュレット付き腰掛便座は支給対象となるか。</p>	<p>テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合は支給対象となりますが、暖房機能、ウォシュレット機能の付加を目的とした購入は支給対象外となります。</p>
23	その他	<p>福祉用具サービス計画書への利用者の同意については、印字したものでよいか。</p>	<p>本市においては、印字されたものは認めていない。 原則、本人（家族による代筆の場合代筆者・続柄が確認できるもの）の署名により同意が得られたことと確認していることに留意願いたい。</p>
24	その他	<p>福祉用具購入費支給申請に係る書類において、押印が必要な書類は何か。</p>	<p>「介護保険給付申請にかかる受領委任状（受領委任払い）」及び「介護保険給付申請にかかる給付費用受領委任状」については、押印が必要です。 また、記載内容を訂正する場合は、訂正印が必要です。</p>